（別紙）

漁業法第31条の規定による漁獲量等の公表について
（千葉県くろまぐろ（小型魚）定置漁業）

漁業法第31条の規定により、知事管理区分「千葉県くろまぐろ（小型魚）定置漁業＊」の漁獲量等を公表します。

令和７年６月１１日

千 葉 県 知 事

１　漁獲量等の公表を行う管理区分

知事管理区分「千葉県くろまぐろ（小型魚）定置漁業＊」

＊千葉県資源管理方針八４（２）スに規定する知事管理区分

２　漁獲可能量に対する漁獲量の割合（令和７年６月１１日現在）

約７１パーセント（A／B）

※漁獲量（A）：１２．６トン（概数）

漁獲可能量（B）：１７．８トン

（令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの期間）